

外務省外交史料館 特別展示

サンフランシスコ講和への道

〈展示史料解説〉

開催期間：2012 年 7 月 4 日（水）～10 月 31 日（水）

開催場所：外務省外交史料館 別館展示室

1952（昭和 27）年 4 月 28 日、サンフランシスコ平和条約が発効しました。これによって連合国軍の占領が終了し、日本は独立を回復して国際社会に復帰しました。そしてその後、日本は着実に復興し、高度経済成長を成し遂げるのです。

しかし、日本が講和を達成するまでの道のりは、決して平坦なものではありませんでした。占領初期から日本政府は講和に向けた準備研究を進め、来るべき平和条約締結に備えました。また、折に触れて連合国側と接触し、講和の可能性を探りました。しかし、東西冷戦の荒波は極東にも波及し、独立回復を渴望する日本の声は幾度となくかき消されました。その結果、占領は実に 5 年 8 か月の長きに及びました。

この難局を打開した人物として挙げられるのが吉田^{よしだ しげる}茂です。首相兼外相であった吉田は、多数講和、安全保障、再軍備といった困難な課題に取り組み、外務事務当局を督励して対米交渉を進め、講和への道を切り開きました。そしてついに、1951 年 9 月 8 日、サンフランシスコ平和条約が日本を含む 49 か国によって署名されました。また同じ日に、日米安全保障条約（旧安保条約）も署名されました。

今年（2012 年）は、平和条約の発効から、ちょうど 60 年になります。その間の日本の発展はめざましいものでしたが、その起点は 60 年前の独立回復と国際社会への復帰にあります。今回の特別展示では、講和達成に向けた日本の外交努力を関係史料によって振り返ります。この展示を通じて、日本外交が講和を実現するに至る苦闘の道程を体感していただければ幸いです。

サンフランシスコ講和への道

展示史料解説 目次

I 外務省内における講和問題研究	(1)
II 対米交渉準備作業	(5)
III 吉田・ダレス会談	(10)
IV 講和会議開催に向けて	(16)
サンフランシスコ講和関連史料	(24)
関連年表	(27)
参考文献	(28)

I 外務省内における講和問題研究

終 戦から間もない 1945 年 10 月、外務省では、来るべき平和条約の締結に備え、条約締結問題の予備的な検討を開始しました。1947 年 3 月、マッカーサー連合軍最高司令官が記者会見で早期講和構想を提唱し、講和予備会議の開催が現実味を帯びると、芦田均外相を中心に講和に関する希望を記した文書を作成して、連合国側要人との接触を図りました。しかし、ソ連の拒絶により予備会議開催の道が閉ざされると、米国は対日政策を転換して、日本を自由主義陣営の一員として強化すべきとし、講和の実現が先送りにされました。

1948 年以降、冷戦が本格化する中で対日講和問題は膠着状態に陥りましたが、外務省内での研究は続けられ、平和条約締結前における国交関係の部分的回復を意味する「事実上の講和」構想などが検討されました。その後、1949 年 9 月の米英外相会談で対日講和の促進に関して合意がなされる一方、ソ連の核兵器保有に関する報道（49 年 9 月）や中華人民共和国の成立（49 年 10 月）により「全面講和」の道が遠のき、外務省は次第に、東側諸国を除外した「多数講和」を前提とする講和方式を検討するに至りました。

1950 年 6 月、対日講和担当のダレス米国務長官顧問の訪日中に朝鮮戦争が勃発したことにより、講和実現に向けた動きが加速化する中で、外務省は「多数講和」こそが、日本が選択すべき講和方式であるとの方針を固めることとなりました。

【1】1946（昭和 21）年 5 月

平和条約問題研究幹事会による第一次研究報告

1945 年 11 月に条約局長を幹事長として外務省内に設置された「平和条約問題研究幹事会」が翌 46 年 5 月にまとめた調書です。本調書は、①準備施策方針、②平和条約の内容に関する原則的方針、③想定される連合国案とわが方希望との比較検討、④政治条項の想定および対処方針、⑤経済条項の想定および対処方針の 5 文書から成るものです。

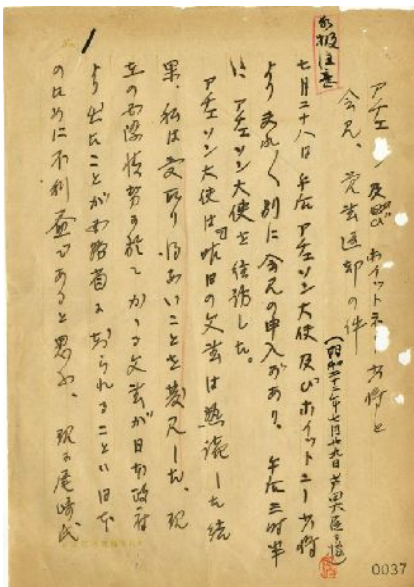
この調書では、講和問題の根本方針を「出来得る限り早期に公正なる平和条約の締結を実現せしむること」と規定し、1946 年末までに所要の準備を完了

させることを目標としていました。また、日本として主張すべき原則的な方針として、主権の回復および独立の尊重、生存権および安全保障の確保、国際社会への復帰、国際正義の確立などを掲げました。

この調書は、大臣および次官に提出されるとともに、関係部局にも配布されました。また、本調書の作成後、幹事会は 5 月 22 日に第二次業務計画を策定して、「第一次研究報告」で提示された問題をより深く詳細に研究することを決定しました。

【2】1947（昭和 22）年 7 月 28 日

「芦田覚書」の返却に関するアチソンおよびホイットニーとの会談記録



展示史料 2



芦田 均

1947 年 7 月 11 日、米国は極東委員会（日本を占領・管理する連合国の機関、米英ソ中など 11 か国で構成）構成国に対して、対日講和予備会議の開催を提唱しました。これを契機として外務省は、講和に関する日本側の希望をまとめた非公式文書（「芦田覚書」）を作成し、連合国側へ伝える方途を模索しました。

同年 6 月に成立した片山哲内閣の外相・^{あしだひとし}芦田 均 は、7 月 26 日午後のアチソン対日理事会米国代表を、同 28 日午前にホイットニー総司令部（GHQ）民政局長をそれぞれ往訪し、「芦田覚書」を手交してその趣旨を説明しました。し

かし、同日午後、芦田外相は両者から別々に呼び出されて、「芦田覚書」は返却されました。本展示史料は、その返却の際の両者との会談記録です。

返却の理由についてアチソンは、「芦田覚書」のような文書が提出されること自体「日本人の態度がアロガント〈傲慢〉であると解釈される^{おそれ}」があると述べています。また、ホイットニーからは、「芦田覚書」をマッカーサーに見せたものの、非公式とはいえそのような書類を受け取ることは、他の列国を刺激し、日本にとって不利を招くとの考えが示されて、返却されました。

〈参考〉1947（昭和22）年7月

「芦田覚書」

^{おかざきかつお}岡崎勝男次官、^{はぎわらとおる}萩原徹条約局長らにより作成され、7月24日に完成した覚書。①平和条約作成手続き、②平和条約の基礎、③条約の自主的履行、④国際連合への加入、⑤国内の平安と秩序、⑥裁判管轄権、⑦領土問題、⑧賠償、⑨経済的制限の9項目から成る。

【3】1947（昭和22）年9月13日付

平和条約締結後における米軍の駐屯に関する文書（英文・和文原案）

^{すずきただかつ}鈴木九萬終戦連絡横浜事務局長は、1947年9月5日のアイケルバーガー米第8軍司令官との会談の際に、講和後の日本防衛に関する意見を求められました。鈴木事務局長は、^{おおたいちろう}岡崎次官、^{よしざわせいじろう}太田一郎総務局長、萩原条約局長、終戦連絡中央事務局の吉沢清次郎次長と協議の上、9月10日、アイケルバーガーに対してひとまず「芦田覚書」（展示史料2）と同文の文書を手交しました。その後、さらに協議を重ねた結果、9月12日に芦田外相の決裁を得た本文書を、鈴木事務局長の「極秘且個人的私見」とし



鈴木 九萬

て、9月13日、一時帰国するアイケルバーガー司令官に手交しました。

本文書は、講和後の日本の安全保障について、米国との間に特別協定を締結し、防備を米国の手に乗ねることが「最良の手段」であると論じており、後の日米安全保障条約の原型となる考え方が、ここで初めて示されました。

【4】1949（昭和24）年10月3日付 平和条約問題の今日の段階における措置について

元条約局長で、1947年10月に同局長を退いた後も、外務省内に設置された条約審議室で対日講和問題に携わった萩原^{はぎわら}徹^{とおる}参事官が作成した覚書です。

1949年9月中旬に行われた米英外相会談において、対日講和の促進に関する合意が成立したと報じられる中で、萩原参事官は、講和実現に向けて何らかの措置を講ずるとすれば「今を措^おいてはない」と主張しました。



萩原 徹

本史料で萩原参事官は、占領が長引くことによって日本の人心は現状に倦^うんでおり、このままでは民衆の反占領・反米的感情が強まっていき、肝心な時に「とんでもない」ことになると懸念しています。したがって、日本政府として早期講和の実現を切望する旨の意思表示をすべきであると論じています。

しかしその後も、早期講和に関する日本政府の意思を連合国側に伝えるチャンスは、なかなか訪れませんでした。外務省では、ソ連の核兵器保有に関する報道や中華人民共和国の成立により「全面講和」が一層困難な情勢になったことを受けて、東側諸国を除外した「多数講和」となった場合に備えた研究を続けました。しかし、その成果を連合国側に伝える機会を訪れず、結局、講和実現に向けた動きが本格化するのには、1950年6月の朝鮮戦争の勃発を待つこととなりました。

Ⅱ 対米交渉準備作業

朝 鮮戦争が勃発し極東情勢が緊迫する中で、1950 年 9 月、米国は対日講和実現の意思を明確に示し、極東委員会構成国との非公式協議を開始しました。こうした米国の動きを受けて外務省事務当局は、西村熊雄条約局長を中心に、A～D 作業と称する対米交渉に備えた対応策の検討に着手しました。

吉田茂首相（兼外相）への参考資料として取りまとめた「A 作業」では、講和問題の成り行きを見通した情勢判断や米国の対日講和構想に対する要望などを示した4 つの文書を作成しましたが、これらは吉田首相に厳しく批判され、差し戻されました。

事務当局の作業と並行して吉田首相は、同年 10 月以降、有識者や旧軍関係者を目黒の外相官邸に集めて会合を開き、安全保障や再軍備を中心に、講和に関する諸問題についての意見交換を行いました。そこでの議論を踏まえて事務当局は、吉田首相の指示に基づき、日本の安全保障を目的として講和後の米軍駐留を認める条約案（B 作業）や、北太平洋地域における軍備制限を根幹とする理想案（C 作業）を作成して吉田首相に提出しました。

同年 11 月、米国は「対日講和七原則」を公表し、翌 12 月にはダレス国務長官顧問の訪日が発表されました。事務当局では、それまでの議論を踏まえ、ダレスとの会談に備えて吉田首相の参考に供することを目的に、講和と安全保障に関する日本側の考えをまとめた「D 作業」と称する一連の文書を作成しました。D 作業はダレス訪日の直前まで続けられ、これらの準備作業をもとに、日本側は吉田・ダレス会談を迎えることとなりました。

【5】1950（昭和 25）年 9 月 22 日付 対日講和に関する情勢判断（A 作業）

1950 年 9 月 14 日、トルーマン米大統領が極東委員会構成国との非公式協議の開始を声明したのを受けて、9 月 26 日、西村熊雄条約局長は吉田首相に対して米国の対日講和構想を説明するとともに、日本側の対策を検討してその結

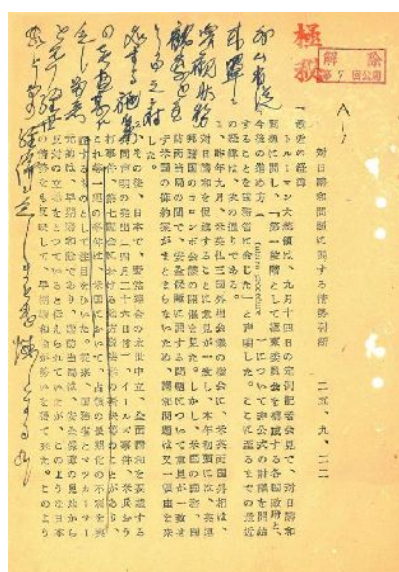
果を文書で提出することを約束しました。西村局長を中心とする外務事務当局は早急に作業を開始し、10月4日までに、本史料のほか、「米国の対日平和条約案の構想」（10月2日付）、「米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針（案）」（〈参考〉史料として展示）、「対米陳述書」（10月4日付）の計4文書を作成して翌5日に吉田首相に提出しました。事務当局はこの一連の作業を「A作業」と称しました。

本史料は、講和問題の最近の経緯、米国が対日講和を促進する理由、多数講和形式の問題点などについて簡潔に検討したもので、講和の見通しについてはまだ「手放しの楽観はできない」としながらも、何らかのかたちで「多数講和」が実現することは「確実」であると結論づけています。

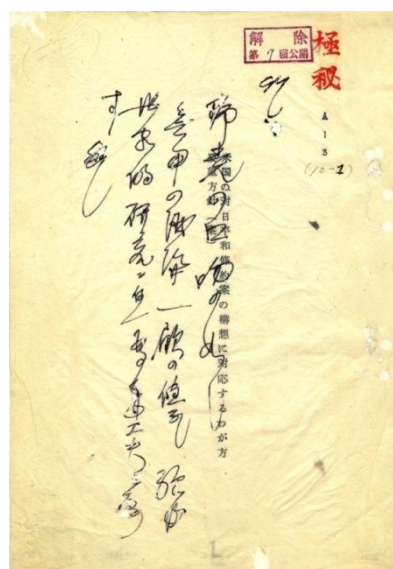
「A作業」の4文書は10月11日、吉田首相のもとから西村局長へと差し戻されてきましたが、本史料には、

外務省従来単ニ客観状勢觀察を主として之ニ対処する施策の考慮甚た乏し
留意を乞フ経世家としての経綸ニ乏しきを遺憾とする SY

との吉田首相の厳しいコメントが書き込まれています。西村局長はこのコメントを、全面講和を前提とした考察と結論から脱却しきれていない事務当局に対する「痛烈な批判」であり、また「無言の激励」でもあったと、後年振り返っています。



展示史料5



〈参考〉史料

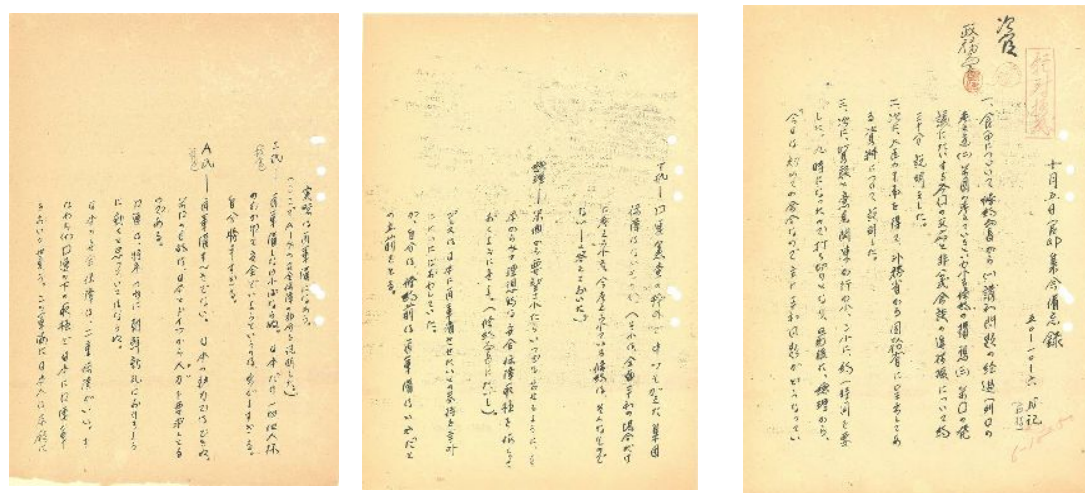
〈参考〉1950（昭和25）年10月4日付

米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針（案）

展示史料5と同様、「A作業」として事務当局が作成した準備作業文書です。吉田首相から「野党の口吻の如し 無用の議論一顧の値なし 経世家的研究ニ付一段の工夫を要す SY」と大書されて、差し戻されました。

【6】1950（昭和25）年10月5日

目黒外相官邸における有識者会合記録



展示史料6

外務事務当局による準備作業と並行して、吉田首相は1950年10月以降、翌年1月のダレス訪日までの間に、有識者と旧軍関係者の二つのグループを目黒の外相官邸に別々に集めて、数回にわたって意見交換を行いました。有識者会合には、^{こいづみしんぞう}小泉信三、^{ありたはちろう}有田八郎、^{こじまかずお}古島一雄、^{ばつねご}馬場恒吾、^{つしまじゅいち}津島寿一などの各氏が、旧軍関係者会合には、^{かわべとらしろう}河辺虎四郎、^{しもむらさだむ}下村定、^{たつみえいいち}辰巳栄一などの各氏が参加しています。

本史料は、吉田首相と有識者との第一回会合記録です。吉田首相は本会合の席上、事務当局に対して、米国に提出することを想定した安全保障取極め案の作成を命じるとともに、来るべき講和交渉において「条約前は再軍備はいやだ

との立前をとる」との考えを示しました。これに対して参加者からは、「再軍備しなければならぬ。日本だけ一切他人様のおかげで安全でいようというのは、虫がよすぎる」(板倉卓造^{いたくらたくぞう}〈時事新報社長〉)、「再軍備すべきでない。日本の財力ではできぬ」(有田八郎〈元外相〉)など、再軍備問題をめぐって賛否両論が激しく交わされた様子がうかがえます。

【7】1950（昭和25）年10月11日 安全保障に関する日米条約案（B作業）

有識者会合の席上における吉田首相からの下命（展示史料6）を受けて、外務事務当局は直ちに、吉田首相の意向に沿う安全保障取極め案の作成に着手しました。「B作業」と称されたこの作業は、西村条約局長、高橋通敏^{たかはしみちとし}条約課長、藤崎万里^{ふじさきまさと}政務課長の3人によって行われ、1950年10月11日に完了し、本条約案とその説明書が吉田首相に提出されました。

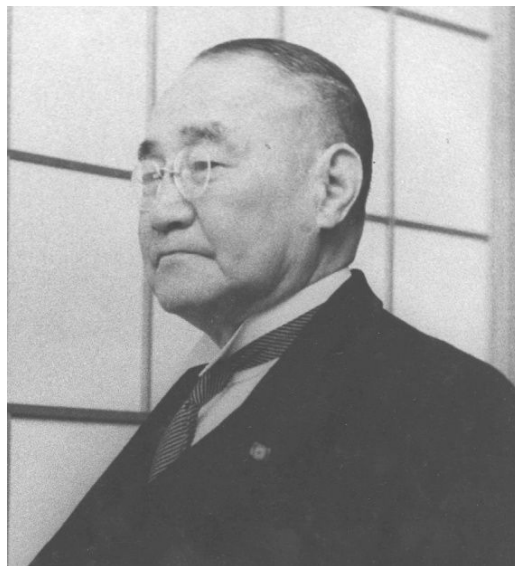
前文、本文12か条および末文からなる本条約案は、①日米条約案を平和条約とは別個の条約とすること、②国民感情に配慮して米軍駐留の内容については合理的かつ明確なものとする、③国際連合との結びつきをできるだけ密接かつ具体的にすること、を原則として作成されました。その骨子は、国連が日本に対する侵略行為の存在を決定したとき、米国は侵略の排除に必要な一切の措置をとり、そのために米軍が日本国領域内に常駐することに日米両国が合意する、というものでした。

本条約案で特に注目されるのは、第2条にある「(国連)憲章第五十一条の適用を妨げるものではない」との規定です。これは、個別的・集団的自衛権を規定した国連憲章第51条の適用を明記することにより、国連が侵略行為の存在を決定し得ない状況においても、日米が自衛権に基づいて行動することを可能にしたものでした。本条約案とともに吉田首相に提出された「説明書」では、この規定が実質的には「最も重要な役割を果たすであろう」と記されています。

**【8】 1950（昭和 25）年 12 月 27 日付
北太平洋地域における平和および安全の強化のための提案（C 作業）**

吉田首相は、日本の安全保障にとって実効的な日米条約案の作成を命じる一方で、当面において再軍備はしないという方針を貫くための交渉材料として、非武装および軍備制限を根幹とする理想案についても検討するよう、西村局長に指示を与えました。外務事務当局は、1950 年 10 月 24 日の旧軍関係者会合での議論を踏まえて、10 月下旬、討議のたたき台となる「北太平洋六国条約案」を作成し、同案は、その後の有識者会合や旧軍関係者会合でさらに修正が加えられました。そして最終的には、12 月 28 日に、「北太平洋地域における平和および安全の強化のための提案」として吉田首相に提出されました。理想案をめぐるこれら一連の作業は「C 作業」と称されました。

本提案の骨子は、日本と朝鮮半島を非武装地帯とし、米英ソ中の四か国に対して北太平洋地域における軍備を制限し、それを国際連合が監視するというものでした。しかし、この提案を示唆する文言は、ダレスとの交渉に入る直前に、吉田首相の判断によって米国側へ提出する文書から削除されることとなり、結局その後の対米交渉においてこの理想案が持ち出されることはありませんでした。



吉田茂首相

Ⅲ 吉田・ダレス会談

ダレス特使一行は、1951年1月25日、羽田に到着しました。ダレスは、2月11日に離日するまで、三度にわたって吉田首相と会談しました。またこの間、日米事務レベル折衝において、講和と安全保障に関する具体的な問題が協議されました。

1月26日、米国側は、領域、安全保障、再軍備など、会談の中心テーマとなる「議題表」を提示しました。これに対して日本側は、D作業に基づき、講和問題に対する日本の基本姿勢を示した文書「わが方見解」を提出しました。

第1回吉田・ダレス会談は、1月29日に行われました。同会談ではおもに自由世界に対する日本の貢献について意見交換を行いました。同31日の第2回会談では、「わが方見解」に対して米国側がコメントするかたちで協議が行われ、米国側は、領土問題や安全保障問題に関する米国の考えを示しつつ、「多くは期待しない」としながらも、日本が自由世界の防衛に貢献することを促しました。

ダレスとの二度の会談で吉田首相が示した再軍備への消極的な姿勢は、ダレス使節団の失望を招くこととなりました。そこで交渉を具体的問題の討議に移行させるために、その後の交渉は、安全保障と再軍備問題を中心に日米の事務レベルで行なわれました。2月1日の第1回事務レベル折衝では、吉田首相の指示に基づいて日本側が提出した安全保障に関する具体案をめぐって討議が行われ、翌2日には米国側も対案となる日米協力協定案を提出しました。日本側はこれに不満を示し、日本が軍備を持ち交戦者となることを想定した規定の削除などを求めましたが、他方で、2月3日、将来の民主的軍隊に発展すべき5万人からなる「保安隊」の創設をうたった「再軍備の発足について」と題する文書を提出しました。

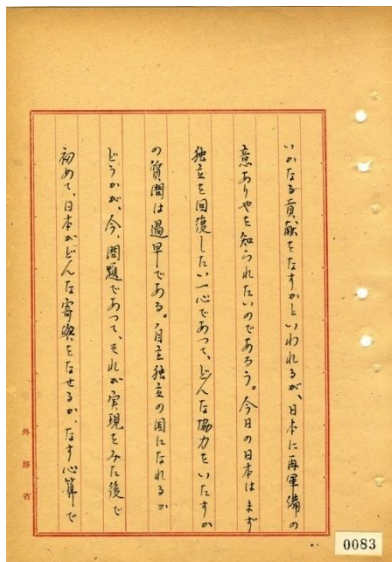
日本側が提出したこれらの文書は、交渉を実質的に進展させる役割を果たしました。2月6日の第4回事務レベル折衝では、米国側から、講和後の日米協力関係について、平和条約、米軍の日本駐留を規定した日米協定、そして駐留米軍の地位などを規定した実施協定の三段構えとして取り極めることが方針として示されました。

以上の経緯を経て、2月7日に開かれた第3回吉田・ダレス会談では、それまでの交渉によって確立した方針に基づいて、米国が他の連合国との対日講和交渉を進めることが確認されました。そして2月9日、平和条約の基礎となる「仮覚書」など

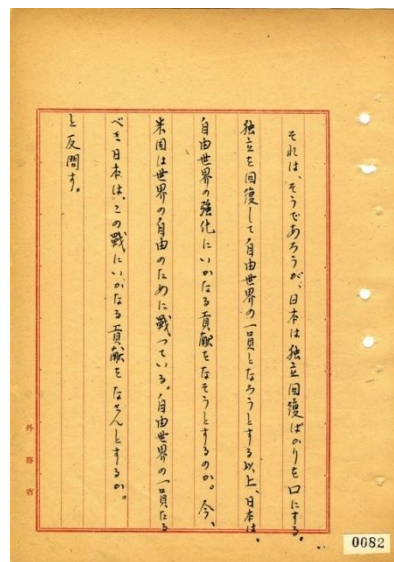
関連文書を含めた5文書が、井口貞夫外務次官とアリソン公使との間で「イニシアル(署名)」され、吉田・ダレス会談は終了しました。

なお、ダレスは1950年6月、1951年4月、同年12月にも訪日し、吉田首相と会談していますが、本特別展示では、平和条約と日米安全保障条約の基本的な枠組みについて合意された本会談をもって「吉田・ダレス会談」としています。

【9】1951（昭和26）年1月29日 第1回吉田・ダレス会談記録



吉田首相の発言部分



ダレス特使の発言部分

吉田茂首相とダレス特使との第1回会談は、1951年1月29日午後4時半(展示史料では午後4時と表記)から約1時間半にわたって総司令部外交局の置かれた三井本館で行われました。米国側からはダレス特使のほか、使節団随員のアリソン公使、ジョンソン陸軍次官補およびシーボルト外交局長が同席しましたが、日本側は吉田首相が秘書のみを伴って会談に臨みました。したがって、本会談記録は、会談後に外務事務当局が吉田首相から聞いた話をもとに作成したものです。

本会談でダレス特使は、日本が独立を回復して自由世界の一員となる以上、自由世界の強化のために日本がいかなる貢献をなす用意があるか、と述べまし

た。これに対して吉田首相は、あくまで独立の回復が先決であり、再軍備には経済的・対外的に困難があると応じました。会談後、両者はマッカーサー司令官を訪問しましたが、マッカーサーは再軍備問題に関して日本側の立場に立ってダレスの説得に努めたと記録されています。

【10】1951（昭和26）年1月30日 わが方見解（英文・和訳文）

1951年1月26日午後、ダレス使節団の一員として来日したアリソン公使は、吉田首相に対して、領域、安全保障、再軍備、経済、通商、漁業、賠償および戦争請求権などの13項目から成る「議題表（Suggested Agenda）」を手交しました。吉田首相は事務当局に対して直ちに「議題表」の研究と対策案の起草を下命し、西村局長らは29日までに、対米交渉準備作業を総括した「D作業」に基づいて「対処案」を作成しました。

1月29日の第1回吉田・ダレス会談（展示史料9）で吉田首相が、「議題表」に対する日本側の見解を翌30日午後6時に米国側に届けることを約束したため、事務当局は目黒外相官邸の一室で、29日の夜を徹して「わが方見解」の作成作業を行いました。作業は「対処案」を叩き台とし、領土問題や安全保障、再軍備などの高度に政治的な事項については、吉田首相が自ら文言を口述するなどして行われました。

こうして完成した「わが方見解」は、「議題表」の各項目に対応する簡潔な内容となっています。領土問題では、琉球および小笠原諸島の信託統治に対して米国側の再考を求めたほか、安全保障に関しては米国の協力を希望し平和条約とは別個に取極めを作成すること、再軍備は当面不可能であること、経済活動に制限が課せられないよう希望することなどが述べられています。

「わが方見解」は、吉田首相の「私見」という形式で、1月30日午後6時30分にダレス特使へ提出され、またマッカーサー司令官へも届けられました。

【11】 1951（昭和 26）年 2 月 2 日 相互の安全保障のための日米協力協定案

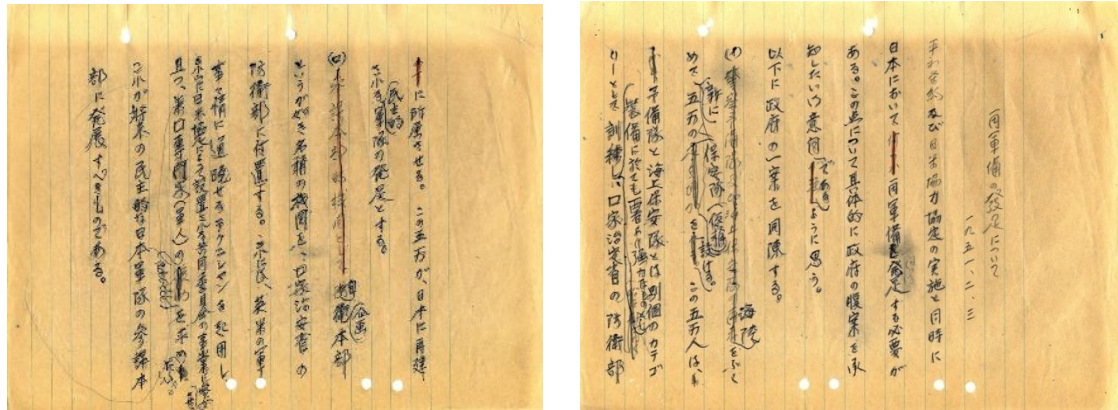
ダレス特使との会談で吉田首相が再軍備に消極的な姿勢を見せたことは、ダレス使節団の失望を招く結果をもたらしました。そこで日本側は、1951 年 2 月 1 日の第 1 回日米事務レベル折衝（日本側から井口貞夫次官・西村局長、米国側からアリソン公使らが参加）で、国連憲章の枠内で安全保障上の必要な措置をとるための取極めの必要性について言及した「安全保障について平和条約に挿入すべき条項」と、米軍が単独で日本に駐留することに同意する旨を明示した「相互の安全保障のための日米協力に関する構想」の 2 文書を、米国側に手交しました。米国側はこれらの文書を「^{すこぶ}頗るヘルプフル」と評価しました。

本展示史料は、翌 2 日の第 2 回事務レベル折衝において米国側から提出された協定案です。本協定案は、前日に日本側が提出した「日米協力に関する構想」を基礎としつつ、米比軍事基地協定（1947 年成立）などの内容を盛り込んだ整理不十分なものでした。その内容は、米国の責任、日本の責任、協議、米軍の駐屯、経費、集団防衛措置などの全 9 章からなり、特に駐屯軍の地位に関して特権的権能を詳細かつ具体的に規定していたため、日本側にとって「一読不快の念」を禁じ得ないものであったと、後日、西村局長は記しています。

〈参考〉 1951（昭和 26）年 2 月 2 日 相互の安全保障のための日米協力協定案に対するわが方意見（和文要旨）

展示史料 11 に対する日本側意見書の和文要旨です。日本が軍備を持ち、交戦者となることを想定した「集団防衛措置」の章の削除を要望したほか、講和後における米軍の駐屯が占領状態の継続であるかのような印象を与える駐屯軍の特権等を羅列しないこと、協定の内容は両国の合意に基づくという原則を明確にすること、などについて修正を求めました。本意見書は、2 月 3 日夕方、展示史料 12 とともに米国側へ提出されました。

【12】1951（昭和26）年2月3日付
再軍備の発足について（英文・和文原案）



展示史料 12（和文原案）

当面は再軍備しないとの方針でダレス特使との会談に臨んでいた吉田首相は、他方で、会談を通じて米国側が、講和後における再軍備の第一段階について日本側の具体的な「腹案」を知りたがっているとの印象を強く受けました。そこで、この点に関して日本側が何らかの意思表示をしたならば交渉が促進されるだろうとの観点から、吉田首相は事務当局に対して具体的な考案を作成するよう指示しました。その結果、日本側の再軍備に関する日本政府の「腹案」として作成されたのが、本文書です。

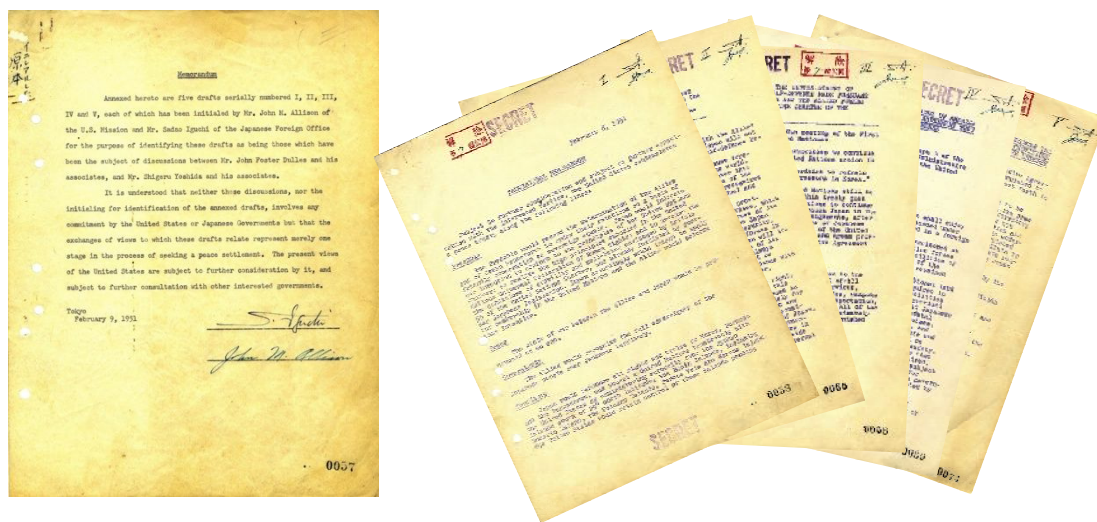
吉田首相の意向に従って作成された本文書では、冒頭において、「平和条約及び日米協力協定の実施と同時に日本において再軍備を発足する必要がある」との意思が示され、具体案として、陸海を含めて5万人からなる「保安隊」を警察予備隊や海上保安隊とは別個に設置し、また、将来の参謀本部に発展すべき「自衛企画本部」を創設することが盛り込まれました。そしてこの5万人を、将来日本に再建される民主的軍隊の第一段階とすることがうたわれました。

本文書は1951年2月3日夕方、アリソン公使に提出されました。本文書に対する米国側の反応は不明ですが、これ以後の事務レベル折衝で米国側は、再軍備問題について持ち出すことはなく、2月7日の第3回吉田・ダレス会談では、ダレス特使は吉田首相に対して、「われらはどこにも日本の再軍備をいわぬことにした。米国は、日本に再軍備を強制せず」と述べるに至りました。後

に西村局長は、日本側が提出したこれらの文書が吉田・ダレス会談における「安全保障に関する話を大団円にもってきた」と記しています。

【13】 1951（昭和26）年2月9日

吉田・ダレス会談合意文書



展示史料 13

米国側は、1951年2月5、6日に行われた事務レベル折衝において、平和条約の基礎となる「仮覚書案」のほか、日米安全保障協定案および日米行政協定案を日本側に手交しました。特に、米国の「真意」として提示された「仮覚書案」は非常に寛大な内容であり、日本側は「感銘に堪えず、勇気づけられたり」との感想を米国側に伝えました。

そしてこれらの文書について協議した結果、講和後の安全保障に関する日米間の協力関係について、日本が個別のおよび集団的自衛権を有していることを規定した平和条約と、米軍の駐留によって日本の安全保障に協力する旨を盛り込んだ日米安全保障協定、そして駐留米軍の地位・特権などを規定した実施協定の三段構えとして取り極めることが原則的に合意されました。

こうして、2月9日、「仮覚書」をはじめ日米間で合意された5文書が、井口貞夫外務次官とアリソン公使との間で「イニシアル」され、吉田・ダレス会談は幕を閉じ、2月11日、ダレス特使は日本を離れました。

IV 講和会議開催に向けて

吉田・ダレス会談終了後の 1951 年 3 月下旬、米国は日米間の合意を踏まえて作成した全 22 条からなる平和条約草案を、ソ連を含む関係各国へ送付しました。以後、米国は同案をもとに英国をはじめ各国と協議を進める一方、条文をめぐって日本側との間で協議を行いました。

4 月 11 日、トルーマン米大統領はマッカーサー連合軍最高司令官の解任を公表しました。これを受けて 4 月 16 日に再来日したダレス特使は、18 日午前、リッジウェイ新司令官を交えて吉田首相と会談し、マッカーサー解任後も対日講和に関する米国政府の政策には変更がない旨を明らかにしました。このダレス訪日時に、米国側から、英国が作成した平和条約案が内々に示されました。日本側は同案を、戦勝国が戦敗国に課す性格の条約と受け止め、日本としては寛大な米国家の方がはるかに望ましく、あくまで米国家の実現に努めてほしいと要望しました。

6 月上旬、ロンドンで対日講和に関する米英会議が開催されました。この結果を受けて同 24 日、アリソン公使が日本を訪問し、米英が合同で作成した平和条約案を提示して日本側と協議しました。米英案には様々な修正が加えられていましたが、特に日本側が重視したのは賠償関係の条項の修正でした。日本側は、賠償を負担することは「苦痛」であるとしながらも、早期講和の実現のためには甘受せざるを得ないとの姿勢を示しました。米英案はその後も細かい修正が加えられ、7 月 13 日に公表されました。

平和条約案と並行して、日米安全保障協定案についても日米間で協議が行われました。日本側は 1951 年 3 月、吉田・ダレス会談で「イニシアル」された日米協定案に対する意見書を提出しましたが、米国側は、日本は自衛力がないので、米国と相互的な安全保障取極めをなし得ないと回答しました。7 月 30 日には米国側から、日米安全保障協定の修正案が提示されました。同修正案では、いわゆる「極東条項」が加えられました。日本側はこれを受け入れ、8 月 20 日、日米安全保障条約という名称で最終案文が確定しました。

7 月に公表された平和条約案はさらに修正が加えられ、確定案が最終的に公表されたのは、8 月 16 日のことでした。この間、7 月 20 日には米国から日本を含む各国に宛てて、講和会議の招請状が発送され、日本は 7 月 24 日に欣然出席の旨

を回答しました。

サンフランシスコ講和会議は 1951 年 9 月 4 日から 8 日までサンフランシスコのオペラハウスにて開催され、52 か国が参加しました。そして 9 月 8 日、ソ連、ポーランド、チェコスロバキアを除く 49 か国が平和条約に署名しました。また同日、サンフランシスコ郊外プレジディオの米陸軍基地施設内にて日米安全保障条約も署名されました。

【14】 1951（昭和 26）年 4 月 4 日

日米安全保障協定案に関するわが方修正意見への米国回答

吉田・ダレス会談で「イニシアル」された日米安全保障協定案は、米国による草案提示から「イニシアル」まで急テンポで行なわれたため、その内容について、外務事務当局で十分に議論を行う余裕がありませんでした。そこで事務当局は会談終了後、協定案を精密に研究して、日本側の見解を 1951 年 3 月 16 日付意見書としてまとめ、翌 17 日、他の「イニシアル」文書に対する意見書とともに総司令部外交局のボンド参事官に手交して、米本国への伝達を依頼しました。

本史料は、日本側意見書に対する米国側の回答です。回答はシーボルト外交局長から井口次官に対して口頭でなされました。日本側は日米協定に相互性を持たせることを重視しましたが、米国側は、日本は自衛力がないので、米国と相互性を有する安全保障取極めをなし得ないと回答しました。

【15】 1951（昭和 26）年 4 月 17 日

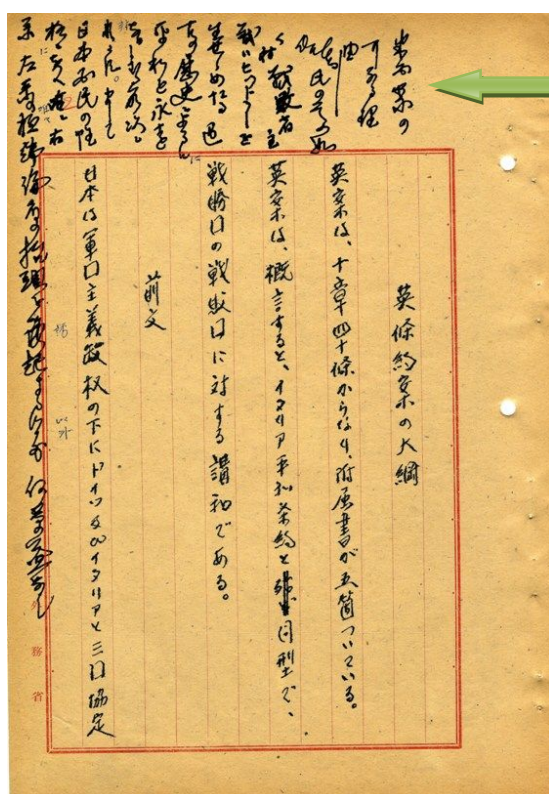
英国作成の平和条約案の大綱

対日講和をめぐって英国は、独自の観点から検討を進めており、1951 年 4 月 7 日付で作成された英国の平和条約草案は、英連邦諸国をはじめ各国へと送付されました。この英国案は 4 月 17 日午後、マッカーサー連合軍最高司令官の解任に伴い来日したダレス特使の意向を受けて、ダレス使節団随行員のフィアリーから井口次官および西村局長に対して内々に示されました。コピーが

与えられなかったため、井口次官と西村局長は約 1 時間を費やして条約を通読し、メモを取りました。

本展示史料は、手書き原稿のまま吉田首相に提出された英国案の大綱です。英国案は全 10 章 40 条および 5 つの付属文書から成る大部なもので、その性格は、1947 年 2 月に締結された対イタリア平和条約をモデルとして作成された「戦勝国の戦敗国に対する講和」であり、米国案と比較してはるかに過酷な内容でした。前文には日本の戦争責任が明示され、領土問題や賠償、漁業関係などの条項には、日本にとって非常に厳しい内容が盛り込まれました。他方で、占領軍の撤退条項など、米国案には見られなかった条項も含まれており、それらは後の米英共同案にも活かされることとなります。

この英国案の内容は、戦前期に駐英大使を務め、親英派として知られた吉田首相にとっても衝撃であったとされます。本展示史料の冒頭欄外には、「対戦敗者主義」は「平和を永遠ならしむる所以に非らず」との吉田首相の書き込みが見られます。

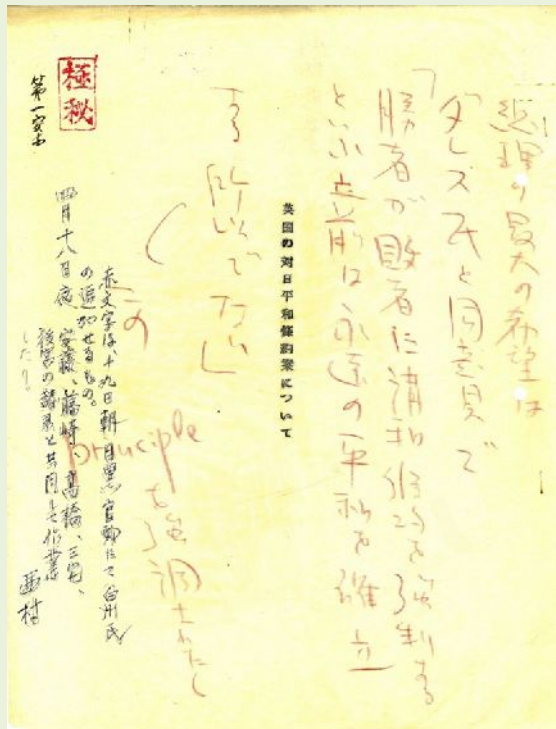


米国案の可なる理由
Dulles氏の考の如く対戦敗者主義はヒットラーを生せしめたる過去の歴史によるに平和を永遠ならしむる所以に非らず まして日本国民の性格に考へ唯々右系左系の極端論者の抬頭を誘起する以外何等の益なし

展示史料 15

〈参考〉1951（昭和26）年4月20日

英国の平和条約案に対するわが方意見（案）



〈参考〉史料

白洲 次郎

展示史料 15 に対して事務局が作成した日本側意見書案です。「全般的意見」と各条項に対する「個別的な意見」からなり、4月20日午後、井口次官からシーボルト外交局長へ手交され、翌21日、日米間で検討に付されました。

本史料は、吉田茂側近の白洲次郎^{しらすじろう}が目を通した意見書案です。その表紙には白洲の手で、

総理の最大の希望はダレス氏と同意見で

「勝者が敗者に講和条約を強制するといふ立前は

永遠の平和を確立する所以でない」

この principle を強調されたし

と朱鉛筆で大書されています。

【16】 1951（昭和 26）年 7 月 2 日
平和条約修正案に対するわが方意見（和訳文）

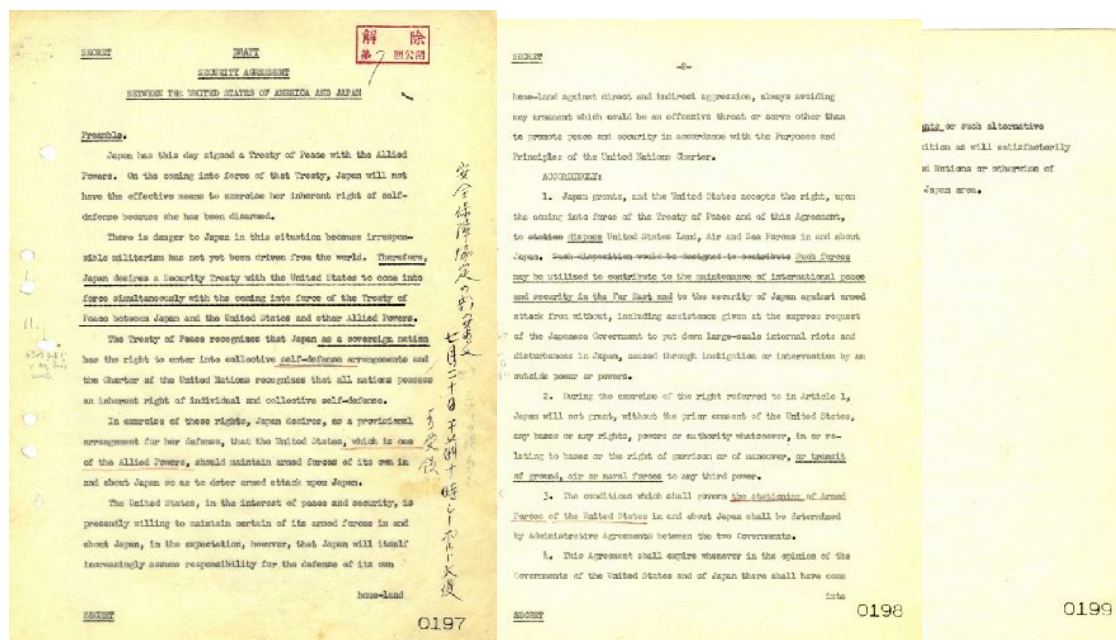
1951 年 6 月 4 日から 14 日にかけて、対日講和に関する米英の最終調整のための会議がロンドンで行われました。この会議に参加したアリソン公使は 6 月 24 日に来日し、会議の結果作成された平和条約の修正案を提示して日本側と協議を行いました。同 28 日に吉田首相と会談したアリソン公使は、修正案の性格について、新しい条約案は以前の米国案より酷になった点もあるが、全体として決して過酷なものではないとして、ある程度の困難があってもこれを応諾して「早く平和友好のアトモスフェア（雰囲気）」をつくることが肝要であると日本側に伝えました。

本史料は、同修正案に対する日本側の見解として 7 月 2 日にアリソン公使へ提出された意見書です。本意見書では、大幅に追加された賠償に関する条項についての記述が多くを占めており、日本側としては賠償責任を負担することは「きわめて苦痛」であるが、これに「膝を屈せざるをえない」として、原則として賠償に関する規定を受け入れざるを得ないとの姿勢を示しました。ただし、関係国との交渉にあたっては米国の「強力なる外交的支援」を要望する旨を、あわせて伝えています。

【17】 1951（昭和 26）年 7 月 30 日
日米安全保障協定の修正案

1951 年 7 月 30 日、シーボルト外交局長から日米安全保障協定の修正案が手交されました。従来の案文と比較して合計 5 か所に修正が加えられていましたが、「実質上の問題」であったのは、第 1 条において、朝鮮戦争のような極東有事にも対応できるようにするために、米軍の日本駐留目的として「極東における国際の平和と安全の維持（the maintenance of international peace and security in the Far East）」が加えられるとともに（いわゆる「極東条項」の挿入）、外部からの武力攻撃に対する日本の安全保障のために駐屯軍を「使用することができる（may be utilized to contribute to）」との一節が追加されたことに

ありました。日本側は、この修正をそのまま受け入れることとなりました。



展示史料 17

〈参考〉1951（昭和26）年7月30日

日米安全保障協定の修正案受領について

展示史料 17 を受領した際の会談記録です。

【18】1951（昭和26）年8月10日

ダレスから提示された平和条約案第3条の解釈（英文・和訳文）

1951年7月13日に平和条約案が公表されると、沖縄を含む南西諸島等について米国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下に置くと規定した領域条項（第3条）は、世論や野党から強い批判を受けることとなりました。吉田首相は8月16日の第11回臨時国会において平和条約交渉に関する報告演説を行うこととなっており、日本が南西諸島等に対する主権を放棄しないことを国会で明言してよいかどうかについて懸念していました。外務事務当局は、7月下旬から演説草案を起草しましたが、8月8日、演説草案を英訳して総司令部外交局のフィン書記官

へ提示し、米国側の意見を求めました。外交局は草案を米本国のダレスに送付し、8月10日、日本側に対してダレスからの回答を日本側に伝えました。本展示史料は、ダレス回答が反映された演説草案の修正案です。

第3条の解釈に関して日本側原案では、領域条項の第2条（朝鮮、台湾、千島列島等に関する規定）と第3条とを比較し、第2条ではすべての権利・権原および請求権を放棄することを規定しているのに対し、第3条では同様の規定がないことを指摘して、第2条と第3条との表現の相違について「意味のないものではない」と説明していました。これに対してダレスは、「第三条の字句は、その他のわが主権が残存する（residual Japanese sovereignty remains）という点において、無意味のものとは思われない。」と回答しました。このダレスの示唆を取り入れて、吉田首相は8月16日に国会演説を行い、また、この趣旨は、サンフランシスコ講和会議におけるダレス米全権の条約説明および吉田全権の平和条約受諾演説でも確認されることとなりました。

平和条約第2条（抜粋）	平和条約第3条
(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。 (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。 (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五十年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。	日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

【19】1951（昭和26）年7月20日付 講和会議への対日招請状

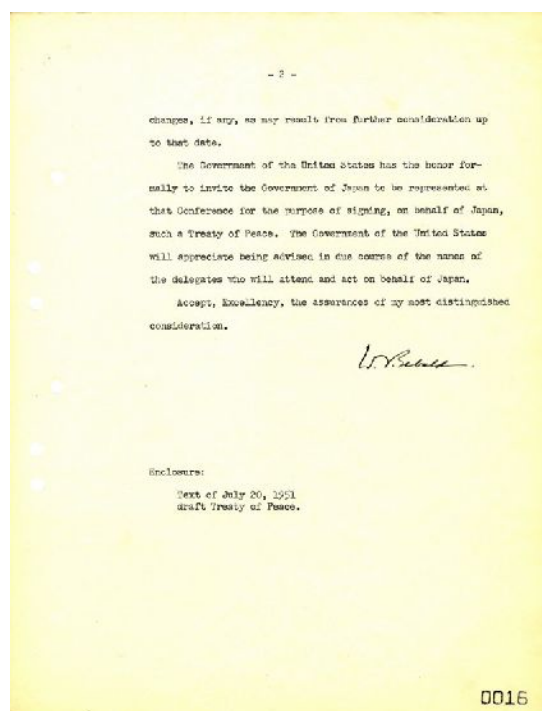
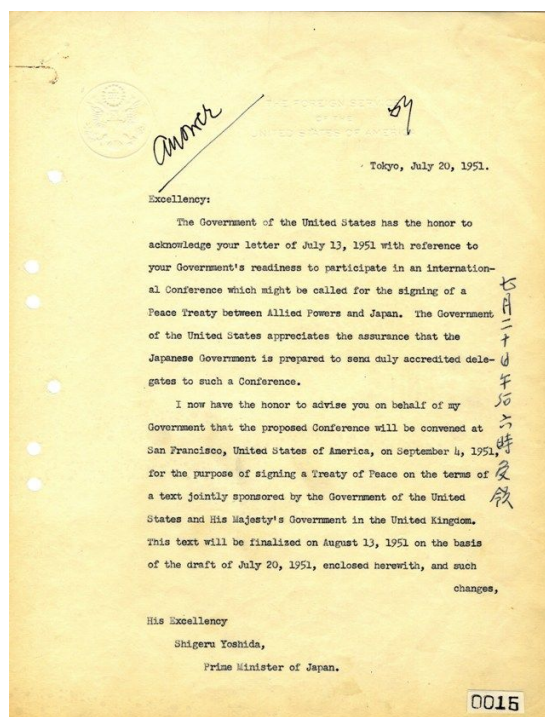
1951年7月9日、ダレス顧問から吉田首相に対して、同年9月第1週にサンフランシスコにおいて講和会議を開催するとの情報が伝えられました。そし

て7月11日、米国政府から講和会議出席への確約を事前に求められた日本政府は、13日、日本の出席を保証する旨を米国側へ通報しました。

7月20日午後6時、日本政府は、総司令部外交局のシーボルト局長から講和会議への正式招請状を受領しました。講和会議への招請状は、同日、連合国諸国に対しても送付されました。この招請状に対して日本側は、7月24日、欣然出席する旨を米国側へ回答しました。

その後、日本側は全権団の構成について調整を進め、8月20日、吉田首相を首席全権とする日本側全権団リストを米国側に通報しました。

本史料は、7月20日付の正式招請状で、吉田首相が閲了したことを示す「SY」のイニシャルと、米国側へ回答すべき旨を命じた「Answer」の書き込みが見られます。



展示史料 19

サンフランシスコ講和関連史料

本特別展示では、全 19 点の展示史料のほか、外交史料館が所蔵する「吉田茂関係資料」や常設展示等の中からも、講和関連史料を紹介します。

《二階入口横・展示ケース》

●平和条約の締結に関する調書

講和交渉当時、条約局長として外務事務当局の中心にあった西村熊雄が、自らの備忘録も参考にしながら、1959 年から 1980 年にかけて作成した外務省調書です。全 8 冊。平和条約発効 50 年を機に、『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』第 1 冊～第 5 冊として復刻・刊行しました。

また、外務省では、2005 年から 2008 年にかけて、『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約シリーズ』全 3 冊（準備作業／対米交渉／調印・発効）を編纂・刊行しました。



西村 熊雄

《展示室・別置展示ケース》

●硯、筆、墨、水差し等一式

吉田首相が講和会議に携行したものです。桐箱裏には「桑港講和条約記念素^{そわい}准書」との吉田直筆の揮毫があります。「素^{そわい}准」とは吉田の号で、イニシャルの「S・Y」をもじったものです。
(安斎正明氏寄贈)



硯、筆、墨、水差し等一式

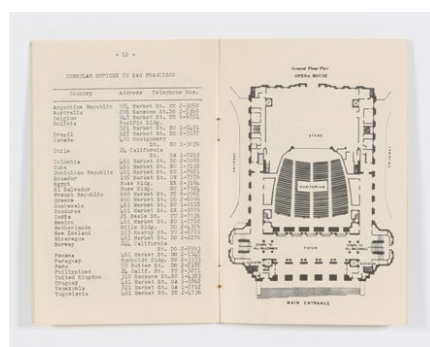


万年筆

●万年筆

日米安全保障条約の調印式にて米国側が準備したものです。「SECURITY TREATY 1951」と刻まれています。SHEAFFER 社製。ただし実際には、平和条約への署名と同様に、吉田首相は自分で用意した万年筆を使って署名したため、この万年筆は使用されませんでした。(麻生和子氏寄贈)

●サンフランシスコ講和会議関係書類



吉田全権に同行した麻生太賀吉・和子夫妻が携行したものです。講和会議のプレス配布書類や各種チケット、地図などが含まれています。(麻生和子氏寄贈)

《常設展示より》

●対日平和条約（認証謄本）〈レプリカ〉

1951年9月8日、ソ連など3か国を除く49か国の全権によって署名されました。日本側は順に、吉田茂、池田勇人、^{いけだはやと} 池田勇人、^{とまべちぎぞう} 吉米地義三、^{ほしじまじろう} 星島二郎、^{とくがわむねよし} 徳川宗敬、^{いちまだひきと} 一万田尚登の各全権が署名しました。

●対日平和条約調印式〈写真〉

●対日平和条約受諾演説の原稿〈レプリカ〉

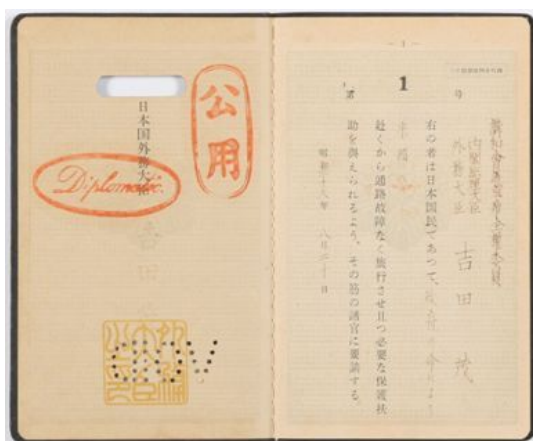
吉田全権による受諾演説は、9月7日夜に行われました。演説を日本語で行うことが決まったのは当日のことであり、演説の直前までかかって、数人が手分けして原稿を浄書し、順序通りにつなぎ合わせました。できあがった巻物は、外国人記者から、まるで「トイレットペーパー」のようだと評されました。

●日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（旧・日米安保条約）〈レプリカ〉

1951年9月8日、平和条約の署名直後に、サンフランシスコ郊外プレシディオにある米国陸軍基地施設内で署名されました。日本側は吉田全権が単独で署名し、米国側はアチソン国務長官、ダレス特使、ワイリーおよびブリッジス両上院議員が署名しました。

●パスポート／講和会議全権団のサイン 〈レプリカ〉

- ・パスポート：講和会議に首席全権として参加するために吉田首相に発給された、戦後第1号の公用旅券です。



パスポート



全権団サイン

- ・全権団サイン：吉田首席全権をはじめとする講和会議全権団は、パン・アメリカン航空機で東京とサンフランシスコを往復しました。これらのサインは、機内食メニューの裏に、全権団一行が寄せ書きをしたものです。
(上から、吉田茂、星島二郎、徳川宗敬、一万田尚登、池田勇人、苫米地義三、西村熊雄、白洲次郎)

●『講和条約記念アルバム』箱蓋

箱蓋の内側に吉田首相直筆の揮毫があります。

桑港対日講和会議参加国五十有一国以四十八対三平和条約成

和議盟成桑港夕 飛龍直還扶桑晨

昭和二十六年九月 素淮

「サンフランシスコ講和会議への道」関連年表

年	月	日	講和関連事項	年	月	日	その他の事項
				1945	9	2	降伏文書調印
					10	9	幣原喜重郎内閣成立(吉田茂外相)
1945	11	21	外務省内に平和条約問題研究幹事会を設置		12	27	極東委員会・対日理事会設置決定
1946	5		平和条約問題研究幹事会、「第一次研究報告」を提出	1946	3	5	チャーチル、「鉄のカーテン演説」
					5	22	第1次吉田茂内閣成立(吉田外相兼任)
					11	3	日本国憲法公布(47.5.3施行)
1947	3	17	マッカーサー、記者会見で早期講和を提唱	1947	2	10	対伊平和条約調印(於パリ)
					3	12	トルーマン・ドクトリン発表
	7	11	米、極東委員会10か国に対日講和予備会議の開催(8.19を予定)を提案(7.23 ソ連が拒否)		6	1	片山哲内閣成立(芦田均外相)
	7	28	芦田外相、アチソン対日理事会米国代表およびホイットニー総司令部民政局長と会談		6	5	米、ヨーロッパ復興計画(マーシャル・プラン)を発表
	9	13	鈴木九萬終連横浜事務所長、アイケルバーガー米第8軍司令官と会談				
1948	10	9	トルーマン、対日政策の転換に関する国家安全保障会議文書(NSC13/2)を承認	1948	3	10	芦田均内閣成立(芦田外相兼任)
					4	1	ソ連、ベルリン封鎖を開始
					10	19	第2次吉田茂内閣成立(吉田外相兼任)
1949	9	13	米英外相会談、早期講和実現で合意	1949	2	1	ロイヤル陸軍長官、ドッジ公使来日
					2	16	第3次吉田茂内閣成立(吉田外相兼任)
					9	25	ソ連タス通信、原爆保有を報道
					10	1	中華人民共和国成立
1950	4	6	トルーマン、ダレスを対日講和担当の国務長官顧問に任命	1950	2	14	中ソ友好同盟相互援助条約調印
	4	25	池田勇人蔵相、白洲次郎ら渡米(～5.22 講和、経済再建などについて協議)				
	6	21	ダレス国務長官顧問来日(～6.27)		6	25	朝鮮戦争勃発
					7	8	マッカーサー最高司令官、吉田首相に対して警察予備隊創設に関する書簡発出(8月発足)
	9	14	トルーマン、対日講和予備交渉の開始を声明				
	9	下旬	外務省、対米交渉準備作業(A～D作業)開始				
	11	24	米国務省、対日講和七原則を公表				
1951	1	25	ダレス特使来日(～2.11)、吉田首相と3回にわたり会談(1.29、1.31、2.7)				
	3	下旬	米、平和条約草案を関係国に送付				
	4	16	ダレス特使再来日(～4.23)	1951	4	11	トルーマン、マッカーサー最高司令官の解任を発表
	6	4	対日講和に関する米英会議(～6.14)				
	6	24	アリソン公使来日(～7.3)、日本側に米英作成の平和条約案を提示				
	7	13	米、平和条約案を公表				
	7	20	米、対日講和会議の招請状を発送(7.24 日本政府、欣然出席を回答)				
	8	16	米、平和条約最終案を公表				
	8	16	吉田首相、第11回臨時国会で平和条約交渉について説明				
	8	31	日本全権団、サンフランシスコへ向け出発		8	31	米比相互防衛条約成立
	9	4	サンフランシスコ講和会議開会		9	1	アンザス(ANZUS)条約成立
	9	8	平和条約、日米安全保障条約署名				
1952	2	28	日米行政協定署名				
	4	28	平和条約、日米安全保障条約発効				

【参考文献】

- 外務省編『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』全 5 冊（2001～2002 年）
- 外務省編『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約』全 3 冊〈準備対策／対米交渉／調印・発効〉（2005～2006 年、2008 年）
- 西村熊雄『日本外交史 27 サンフランシスコ平和条約』（鹿島研究所出版会、1971 年）
- 細谷千博『サンフランシスコ講和への道』（中央公論社、1984 年）
- 坂元一哉『日米同盟の絆：安保条約と相互性の模索』（有斐閣、2000 年）
- ロバート・D・エルドリッジ『沖縄問題の起源：戦後日米関係における沖縄 1945-1952』（名古屋大学出版会、2003 年）
- 楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成：日米の構想とその相互作用 1943～1952 年』（ミネルヴァ書房、2009 年）

外務省外交史料館

〒106-0041 東京都港区麻布台 1-5-3

TEL 03-3585-4511 FAX 03-3585-4514

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/index.html>